

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

「特別養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に関する調査研究事業（令和6年度老人保健健康増進等事業）」の報告書及び手引きについて
（情報提供）計2枚（本紙を除く）

Vol.1393

令和7年6月13日

厚生労働省老健局高齢者支援課

【 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしく願いいたします。 】

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3972)
FAX：03-3595-3670

事 務 連 絡

令和 7 年 6 月 13 日

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室） 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課

「特別養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に関する調査研究事業
（令和 6 年度老人保健健康増進等事業）」の報告書及び手引きについて
（情報提供）

平素より介護保険行政の推進につきまして御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。令和 6 年度介護報酬改定では、介護老人福祉施設をはじめとする高齢者施設等において、在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 11 年厚生省令第 39 号）等の改正を行い、入所者の病状が急変した場合等において、①医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保していること、②診療を行う体制を常時確保していること及び③入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保した協力医療機関を定めることを、経過措置を 3 年としたうえで義務化しました。また、介護老人福祉施設においては、緊急時の対応方法についても 1 年に 1 回以上見直しを行い、必要に応じて変更を行うことも義務化したところです。

そこで、「特別養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に関する調査研究事業（令和 6 年度老人保健健康増進等事業）」において、介護老人福祉施設を対象とした緊急時等の対応方法、医療提供状況等の実態把握調査を行い、「介護老人福祉施設における緊急時等の対応方法の検討・作成及び見直しの手引き」を作成しました。

今般、以下のとおり、当該事業の実施主体（三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社）のホームページに掲載されましたので、お知らせいたします。

「特別養護老人ホームにおけるサービス提供のあり方に関する調査研究事業
(令和6年度老人保健健康増進等事業)」の報告書

○ 報告書本体

https://www.murc.jp/library/survey_research_report/koukai_250425/

○ 「介護老人福祉施設における緊急時等の対応方法の検討・作成及び見直し
の手引き」

https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2025/04/koukai_250425_09.pdf

【担当】

厚生労働省 老健局 高齢者支援課

電話：03-5253-1111（内線 3972）

e-mail：tokuyou-kijun@mhlw.go.jp